

茶山の王朝体制改革構想と経学

クォン
権

スン
純

チョル
哲

〈要旨〉

本稿は、茶山の体制構想を、彼の儒教古典解釈との関連で検討しようとするものである。茶山思想の評価をめぐるさまざまな問題点を踏まえながら、特に王朝体制自体をどう見るべきかという問題、あるいは王朝体制を支えていた儒教思想をどう理解すべきかという問題を念頭に置き、論を進めていきたい。分析の対象としては、主に『経世遺表』の「序官」と「天官修制」を用いた。

『経世遺表』の改革構想は主に『周礼』に思想的根拠を求めたものであるが、まず、『礼』に執着せざるをえなかったことの歴史的経緯や思想的背景を追跡し、茶山の儒教古典研究の現実的かつ実践的性格を明らかにすることにつとめた。次に、朝鮮王朝の基本法典である『経国大典』と茶山当時の支配体制が窺える『大典通編』の権力機構の編成を比較・検討することによって、体制の特徴及び問題点を幾つか整理し、茶山の体制構想を、機構の整備、官階の整備、軍制の整備という三つの政治的課題から考察した。

機構の整備においては、『書経』の〈三公—三孤—六官〉に思想的根拠を求めながら、〈議政府—六曹〉体制の強化が図られたことに注目した。六曹に属する衙門の数的均衡を成し遂げる際には、衙門の移動・統合・新設などが行なわれたわけであるが、その理論的根拠として、あるときは『周礼』などの儒教古典が引用され、また、あるときは『経国大典』の規定をそのまま存続させていることを解明し、そこから茶山経学的方法的性格を窺うことができた。

官階の整備においては、古典の〈三公—三少—卿—大夫—士〉という序列の体制に思想的根拠を求め、『経国大典』の「正・従九品」制度の簡略化がなされている。ここでは、まず、大夫ではないはずの三公が「大匡輔国崇禄大夫」と称されているように、改革構想自体とその古典の根拠との矛盾が指摘できた。また、大夫と士を厳格に区別すべきであるという茶山の主張は、文・武のバランスのとれた人事を目指すものである一方、動揺しつつあった身分制の問題を、体制強化の方向へ吸収しようとするものであったことも明らかにされた。

軍制の整備においては、備辺司の中枢府への統合、議政府の時任大臣と六曹判書の中枢府職の兼任禁止を通じて、軍務機関としての中枢府の正常化と最高機関としての議政府の復権が推進されていたこと。「無卒之将」と「無将之卒」を再組織することによって軍の組織と指揮系統の立て直しが図られていたこと。主力部隊である三營の兵卒数の縮小と屯田設置を通じて国家財政の再建が図られていたことに注目した。

まえがき

朝鮮王朝において、儒教は王朝革命のイデオロギーとして登場して以来、支配体制はもちろん生活・風俗などのさまざまな方面から社会への浸透を深めてきた。五百年の歴史を通じて、また朝鮮王朝滅亡のあと、天皇制の日本によって支配された植民地朝鮮時代においても、さまざまな分裂の様相を示してはいたものの、儒教社会の伝統は消滅しなかった。植民地支配から解放されて以来、今日においても儒教の社会的な影響力は衰えていないのである。

今も生きている思想である儒教それ自体が韓国の前近代において如何に変貌・展開してきたかを、王朝体制の問題とその改革をめぐる議論を中心にして考察していこうとするのが本稿の目的である。具体的には、茶山丁若鏞（1762—1836；以下、茶山と称す）の改革構想と經学研究との関連性に焦点をあて、『経世遺表』の「序官」と「天官修制」に現われる体制構想を中心に分析することにする。また体制構想の核心である中央権力機構の組織改編の根拠として挙げられている『書経』や『周礼』などの古典の存在は、王朝体制における儒教思想の比重を表わすものとして軽視されてはならないと考える。

以上のような問題意識の下で、まず茶山の体制学を理解するために前提となるものを整理し、次に茶山の体制学に至るまでの歴史的・思想的背景を考察した後、朝鮮王朝体制のあり方と茶山が指摘している体制の問題点と彼の改革案を整理することで、茶山の体制構想を考察していくことにする。

第1節 茶山の体制学理解の前提

茶山の体制学を理解するための前提として、まず次の二点を考えなくてはならないと思う。

第一に、彼の改革構想が現実認識によっているものであることは言うまでもないが、その改革構想が彼の經学研究に支えられて、思想的論拠をもって提示されているということである。たとえば、『経世遺表』での体制構想は、主に堯・舜・禹の礼を制度として実現した周の礼、すなわち『周礼』に思想的論拠を求めている。しかし茶山によると、その周の礼は中国の歴史において継承・実現されなかったという。その理由として、堯・舜のような聖王の「無為」政治論が定着したこと、夏・殷・周の三代に行われたという「礼の損益」に対する意図的解釈によって周を理想とする考えが希薄になったことなどが指摘される。これは、中国の学術、とくに漢代の儒学に起因するものであるが、その一方、

当時朝鮮の支配階級の知識人には歴代中国の制度を理想とする中国に対する因循意識が根強くあったこと、また朝鮮王朝成立以来の制度、すなわち「祖宗の法」に対する因循意識が澎湃していたことなどが挙げられる。要するに、当時朝鮮の支配階級の知識人の没主体的かつ非現実的な意識が、矛盾を呈している制度の改革を妨げてきたという茶山の考えが読み取れる。保守か改革かという制度を巡る認識上の摩擦を解消するためには、たとえば制度というものはなぜ生じ、どのように変質するかなどといった、制度の本来的なあり方を当時の論者に再認識させようとした意図が、茶山にあったのである。¹ 茶山経学の意義はまさにここにある。しかし、茶山体制学の代表的著作である『経世遺表』、『牧民心書』、『欽欽新書』の場合、茶山の政治経済の思想、特に改革思想研究が注目されてきたが、その経学の側面についての研究は今始まったばかりであるといっても過言ではない。²

第二に、茶山思想に対する評価の問題である。従来の研究で茶山の改革論の特徴として主張されてきた「近代的」性格³は、言うまでもなく「近代」の価値基準、即ち「近代」と「封建」という二項対立的な発展論の枠組みによってはかられたものである。しかし、王朝体制の改革を主張したからと言って「近代的」だとは限らないのと同じように、王朝体制の維持論だからと言って「封建的」とも言えないのである。茶山の場合、王朝体制そのものに対する批判はなく、むしろ王朝体制の下での改革案を示しているため、王朝体制の再編成論⁴であると言われることがある。また、井田制についてもその実行方法の欠如を挙げて茶山の改革思想の空想性を指摘する⁵など、茶山思想の評価をめぐる混乱はいまだ存在する。これは、李栄薫⁶が指摘するように朝鮮社会の基本構造を如何に規定するかという社会経済史の問題がまだ明らかにされていないところに起因するだろうし、思想史研究の方から見れば、王朝体制自体をどう見るべきかという問題がいまだ追究されなかったことに混乱の原因があると思われる。王朝体制を考える場合には、それを支えていた儒教思想をどう理解すべきかという問題が大きな課題となるわけだが、茶山に関する問題を中心に扱う本稿においては、茶山思想に内在する問題意識や、彼自身の方法論を通じて、この問題への接近を試みていきたい。

第2節 歴史的・思想的背景

朝鮮建国初期における儒教的制度の整備は、鄭道伝の『朝鮮経国典』と『経

『済文鑑』、『経済六典』、『統六典』などの法典編纂から、成宗朝の『経国大典』の完成(1474年)へと続く。本稿が注目する吏・戸・礼・兵・刑・工という六曹の行政組織は、高麗末期(1356年)の導入以来、朝鮮王朝の体制の基本をなしているもので、その経学的根拠は『周礼』に求められている。⁷ 吏・戸・礼・兵・刑・工とは、元来唐の尚書省に属した六部に由来するものの、中国においては清末まで存続し、韓国では甲午更張(1894年)⁸によって消滅する行政制度である。

『経国大典』頒布後、『統録』(1474年)と『後統録』(1543年)の編撰、『後統録』以後の教令を収録した『受教輯録』(1698年)、『典禮通考』(1705年)の撰進が行なわれ、『統大典』(1744年)、『統五礼儀』(1744年)、『喪礼補編』(1758年)の編撰が続く。これらの法典の編撰作業は、壬辰倭乱(1592年)と丙子胡乱(1636年)後の軍事制度と租税制度の変動によるものであり、また「礼訟」をきっかけに表面化した礼制問題に対する補完でもある。しかし、ここで留意すべきは、これらの作業が体制の改革を伴った法制の整備を意味するものではなかった点である。つまり、社会状況の散発的な変化に対応するための諸措置が、主に『経国大典』に収められる程度にとどまったため、『経国大典』体制を乗り越えるような改革が行われなかったのである。むしろ、『春官志』⁹、『秋官志』¹⁰という行政のマニュアルの名称からもわかるように、朝鮮王朝の体制は『周礼』の六官体制に理念的に頼っていたのであり、『経国大典』体制は、近代化の嵐の中で行われた甲午更張によって始めて根本的に変わる。その後の大韓帝国(1897年)の体制と、日韓併合による植民地朝鮮の総督府体制、いわゆる近代の支配体制の問題は大きな課題であるが、その問題に関しては別稿に委ねたいと思う。

本稿で扱う茶山の体制学を理解するうえで注目すべきものとして、次の二点の書物がある。一つは、柳馨遠(1622-1672)の『磻溪随録』である。『磻溪随録』は、『周礼』を原理的によりどころとし、『通典』や『文献通考』などを引用しながら、さまざまな制度改革案を提示している。そのため、茶山当時まで政治の参考書のように利用されてはいたが、それによる改革は行われず、彼の改革案が全体的に検討されたこともなかったのである。¹¹ これは、茶山の体制学の前奏として注目に値する。

二つめは、英祖の命令によって編纂された『文献備考』(1770年)である。¹² 『通典』や『文献通考』の体裁に則って、朝鮮王朝以前からの法制の変遷を整理しようとした『文献備考』の編撰自体が、制度に対する主体的認識の現われ

にほかならない。つまり、当時すでに矛盾を呈していた法制上の諸問題解決の緒が、まず制度そのものの歴史的変遷を整理することに求められていたことが窺える。

茶山の体制構想が示されている『経世遺表』には、『周礼』に対する茶山のこだわりが強く感じられるが、そこには、以上のような歴史的経緯と思想的背景が考えられる。『経世遺表』の序に当たる「引」¹³においては、まず、『経世遺表』で論じているのが、専制的王権体制を支えてきた法ではなく、聖王の法即ち「礼」であることを強調している。改革の必要性とその対案の正当性を証明するためのビジョンやイデオロギーを、儒教の原理に則って示そうという意欲的な現実認識が茶山にはあったのであろう。『経世遺表』が『周礼』を手本にしていることは、その基本構成が天・地・春・夏・秋・冬になっていることから窺うことができる。もともと『邦礼艸本』¹⁴と名付けたのを『経世遺表』と改名したことから、彼において「礼」が経世の基本概念であることを物語っているように思われる。

第3節 朝鮮王朝体制の問題

『経国大典』において中央権力機構が如何に規定されているかを窺うために、吏典と兵典の京官職の体制を表にしたのが〈表1〉である。〈表2〉は『経国大典』と茶山当時の権力構造が窺える『大典通編』における機構の増減を明らかにし、衙門を、それが属している六曹別に再分類したものである。『経国大典』と『大典通編』¹⁵において機構の増減はあるが、体制の変化はない。

〈表1〉 経国大典

衙門（東班）

正一品	宗親府、議政府、忠勲府、儀賓府、敦寧府
従一品	義禁府
正二品	六曹、漢城府
従二品	司憲府、開城府、忠翊府
正三品	掌隸院、司諫院、経筵、弘文館、芸文館、成均館、尚瑞院、春秋館、承文院、通礼院、奉常寺、宗簿寺、校書館、司饗院、内医院、掌衣院、司僕寺、軍器寺、内資寺、内贍寺、司礪寺、礼賓寺、司贍寺、軍資監、済用監、繕工監、司宰監、掌樂院、觀象監、典医監、司訳院

従三品	世子侍講院
正四品	宗学、修城禁火司、典設司、豊儲倉、広興倉
従四品	典艦司、典涓司
正五品	内需司
従五品	昭格署、宗廟署、社稷署、平市署、司蠶署、義盈庫、長興庫、冰庫
正六品	掌苑署、司圃署
従六品	養賢庫、典牲署、司畜署、造紙署、惠民署、図書署、典獄署、活人署、瓦署、師厚署、四学、五部、文昭殿、各陵殿、延恩殿
兵典（西班）	
正一品	中枢府
正二品	五衛都摠府
従二品	五衛＝義興衛・龍驤衛・虎賁衛・忠佐衛・忠武衛、兼司僕、内禁衛
正三品	訓練院
正五品	世子翊衛司

〈表 2〉 六曹編成の比較

經国大典	大典通編
東班衛門	（耆老所）
宗親府、議政府、忠勳府、儀賓府、敦寧府	増；備辺司、水原府
義禁府、漢城府、司憲府、經筵、開城府	江華府、濬川司
司諫院：11	: 16
吏曹	
忠翊府、内侍府、尚瑞院、宗簿寺、司饗院	廃；忠翊府、宗簿寺
内需司、掖庭署：8	: 6
戸曹	
内資寺、内贍寺、司藥寺、司贍寺、軍資監	廃；司贍寺、司醢署
濟用監、司宰監、豊儲倉、広興倉、典艦司	合；豊儲倉
平市署、司蠶署、義盈庫、長興庫、司圃署	新；宣惠庁：16
養賢庫、五部：18	
礼曹	
弘文館、芸文館、成均館、春秋館、承文院	廃；宗学、昭格署、冰庫
通礼院、奉常寺、校書館、内医院、礼賓寺	司畜署、師厚署、文昭殿

掌楽院、観象監、典医監、司訳院、世子侍講院	延恩殿
宗学、昭格署、宗廟署、社稷署、冰庫、典牲署	合；校書館
司畜署、惠民署、図書署、活人署、帰厚署	新；奎章閣、世孫講読院
四学、文昭殿、各陵殿、延恩殿：47	景慕宮、永禧殿官：43

兵曹

中枢府、五衛都總府、五衛=義興衛・龍驤衛	廃；五衛
・虎賁衛・忠佐衛・忠武衛、兼司僕、内禁衛	合；兼司僕+内禁衛
訓練院、司僕寺、軍器寺、典設司	新；宣伝官庁、世孫衛従司
世子翊衛司：15	守門將庁：12
	*軍衛衙門；訓練都監、禁衛 宮、御宮庁、摠戎庁、扈衛庁、 龍虎宮、捕盜庁、壯勇宮、守 禦庁、管理宮、鎮撫宮：11

刑曹

掌隸院、典獄署：3	合；掌隸院：2
-----------	---------

工曹

尚衣院、繕工監、修城禁火司、典涓司	廃；修城禁火司、典涓司
掌苑署、造紙署、瓦署：8	: 6

衙門の総数

110	125
-----	-----

以上の〈表1〉、〈表2〉に見られるように、朝鮮王朝体制の特徴としては、次のようなことが挙げられる。(1)組織構成において品階を優先していること。(2)官僚組織において東班(文官)と西班(武官)の両班を区分していること¹⁶。(3)議政府のほかに、六曹から独立した上位機関が複数存在していること。例えば宗親府、忠勲府、儀賓府、敦寧府、義禁府、司憲府、司諫院、備辺司など。(4)六曹間に衙門数の不均衡があること。例えば礼曹の肥大と刑曹や工曹の貧弱。(5)『経国大典』と『大典通編』体制において軍制が大きく変化していること。

このような特徴とともに、『大典通編』においては、軍事制度を始めとする権力機構が強化されているのが目立つ。例えば臨時機構であった備辺司は、壬辰倭乱と丙子胡乱の両乱を経て軍国機務を総括する最高機関として定着してい

く。備辺司の肥大化は、軍事制度の変化とともに朝鮮後期において権力体制の不安定さを象徴するものといえる。またそれによって議政府の機能が麻痺することになったことは留意すべきであろう。¹⁷

軍事制度の場合、壬辰倭乱、仁祖反正（1623）と李适の乱（1624）、丙子胡乱、李麟佐の乱（1728）などの外侵と内政の不安によって臨時方便的に多くの軍門が増設される。廃止された五衛に代わるものとして、首都防衛の訓練都監・御宮庁・禁衛營、首都外郭防衛の摠戎庁・守禦庁の五軍營体制と、王権扈衛の扈衛庁・龍虎營が存続していく。¹⁸特に王の親衛部隊と首都防衛が強化されている。しかし、その組織の変動は激しく、それゆえ軍事制度自体は安定していなかった。例えば『統大典』に「五衛兵制盡罷、独存官名」とあるように、五衛を廃止する際に兵士を再編成するだけでその官名は残すなど、いわば「無卒の職」が存続することになる。また内外の混乱に際して軍功による官職の贈与が奴隷にまで及ぶなど、王朝社会の基盤ともいえる身分制も揺らいでいく。このような軍制の存廃統合と「虚職」¹⁹の増加は、軍制の運営のための財政の負担を加重するとともに、なお不安定な権力基盤の揺らぎに拍車をかけることになる。

これらの問題は、茶山が当時直面していた体制問題の一部でもあったのである。

第4節 茶山の体制構想

茶山が提示している朝鮮王朝体制の問題点と改革案の大綱²⁰は、『経世遺表』の「引」で窺うことができるが、何よりも注目しなければならないのは、茶山自身が改革の必要性を感じていた当時の朝鮮王朝体制の実態である。

（前略）我邦之法、多因高麗之旧。世宗朝小有損益、一自壬辰倭乱以後、百度墮壞、庶事搶攘。軍門累增、国用蕩竭、田疇紊乱、賦斂偏僻、生財之源、尽力杜塞、費財之寶、随意穿鑿。於是革署減員為救急之方。所增升斗、所損丘陵。百官不備、正士無祿。貪風大作、生民憔悴。竊嘗思之、盖一毛一髮、無非病耳。及今不改、其必亡国而後已、斯豈忠臣志士、所袖手而傍觀者哉。（5-2上ab『経世遺表』「引」）。

我が国の法制は、多くふるい高麗のものを引き継いでいます。世宗の時に少し改革したことはありましたが、壬辰倭乱以後、制度上のすべての基準がなくなり、一般行政が乱れてしまいました。軍事組織が益々増えて国

家財政が蕩尽され、土地制度が乱れて税制が公平性をなくしてしまいました。経済の生産活動の源泉を防ぐのに力を尽くし、消費支出の枠を作るのにほしいままでした。このような状態においては、まず部署の統廃合と人員の減少のほかには、救急の方法がありません。増える財源は升斗程度ありますが、支出のほうは丘陵ほどの量であります。行政のシステムは整備されておらず、実務を担当する官吏には給料がありません。そのため、不正の雰囲気が大いに起こり、人民は生活に苦しんでいます。私が考えてみましたが、一毛一髪も病のない所はありません。今、改めなければ、国は必ず滅んでしまいます。どうして忠臣志士が袖手傍観などできるでしょうか。

ここで、茶山が指摘しているのは、第一、朝鮮王朝の基本法制が高麗制度の因循を脱皮していなかったこと、第二、壬辰倭乱、丙子胡乱以後の軍制の増強による財政の圧迫と、それによる租税の増加、そして人民の生活苦などの悪循環である。「及今不改、其必亡国而後已」というように、茶山は当時の朝鮮社会を危機状態と認識していたのである。

このような認識の下で展開されている茶山の改革案が、先進科学技術の導入、産業の育成、財政の合理化、行政の強化を指向していたことは注目に値する。例えば、当時中国の先進科学技術の導入とその研究や普及を担当する部門として工曹の利用監や、地方豪族や郷吏が独占したまま行政上放置されていた山や島の生産物と資源を管理する部門として工曹の山虞寺・林虞寺と刑曹の綏遠司を新設したり、税収上の不正や商品流通の紊乱、そして国家経済実態の把握の混乱の原因になっていた度量衡を管理する量衡司や、私文に依拠したために紛争の種になっていた住宅、土地、奴婢の所有証明を担当する券契司を刑曹に新設したりする。つまり、殖産興業を重視するとともに、それに対する中央政府の法的直接支配を主張する点において重要なのである。議政府を中心として、法治に基づいた行政の強化や産業の重視という改革案を示した点に茶山思想の先進性を窺える。

ここでは、王朝体制に対する茶山の改革構想の大綱を、機構、官階、そして軍制の問題を通じて窺ってみることにしたい。

1 機構の整備

まず茶山が『経世遺表』で最も重視したのは、権力構造の問題であった。以

上のような様々な問題を持っていた当時の朝鮮の支配体制に対する提案として、第一に、『経世遺表』の「序官」で六曹を総括する上位機関としては議政府だけを置き、他のすべての衙門を六曹に等しく配置している。『経世遺表』の本文の最初に、

唯我国定、創業垂統、餘四百年。綱弛紐解、庶事不振。宜改法修官、以昭祖烈。請命三公三孤、広敷六典、以詔六官、乃命六官、修厥職事、分其属司、以佐王平邦国。一曰天官吏曹、其属二十、掌邦治。二曰地官戸曹、其属二十、掌邦教。三曰春官礼曹、其属二十、掌邦礼。四曰夏官兵曹、其属二十、掌邦政。五曰秋官刑曹、其属二十、掌邦刑。六曰冬官工曹、其属二十、掌邦事。凡六属之官、大事関于曹、小事専決之。（5-4上a「序官」処官吏曹第一）

思うに、我が国家が創業垂統して以来、四百年余りになりますが、綱紀が弛緩して国家の事業が進展しないので、法制を改め官職を整備することによって、祖宗の偉業を明らかにすべきであります。請うに、三公・三孤に、六典を広く行き渡らせるように命じて六官に（国王の意思を）告知させることと、六官に、それぞれの職事を整備してその属司を分けさせるよう命じて、王を補佐して邦国を和平にすることを。（六官のうち）一番目は天官の吏曹で、その属司は二十にして人事を担当させます。二番目は地官の戸曹で、その属司は二十にして財政・教育を担当させます。三番目は春官の礼曹で、その属司は二十にして儀礼を担当させます。四番目は夏官の兵曹で、その属司は二十にして治安・軍事を担当させます。五番目は秋官の刑曹で、その属司は二十にして司法を担当させます。六番目は冬官の工曹で、その属司は二十にして産業を担当させます。すべての六官の属司では、大事は曹と相談し小事は専決するようにします。

と、体制改革の必要性を言いながら、体制改革を三公・三孤、即ち議政府が中心になって行うよう、国王が命令する形式をとっている。この〈議政府一六曹〉体制は、彼の体制構想において最も重要な点である。この構想は『周礼』よりも『書経』の〈三公—三孤—六官〉²⁾にその思想的論拠を持っている。

第二点は、後述のように品階による衙門を羅列していないことである。ここに、品階ではなく機能を重んじる茶山の考えが窺える。これは〈議政府一六曹〉体制を強化するためであろう。

第三点は、各六曹に属する衙門の数を、それぞれ二十衙門ずつ均等にしてすべて一百二十衙門にしている点である。このようにした理由として、(1)『周礼』

は天子の礼であり我が国家は藩国であるので、制度の規模は小さくするのが宜しい。(2)『周礼』の六官の属司は各々六十ですべて三百六十というのが、天地四時日月星辰の度数、即ち天地自然の秩序に則った(鄭玄注)ように、六曹の属司を各々二十にして総数の一百二十というのも天地度数の象に則ったことになる、という。そこで、『経国大典』の百一十の京官職を分割・統合・増設したりするのに、古典を調べ、関連するものを分類し各々六曹に割り当てた²³と説明している。また、天地度数に則ったというほど、属司の定数にこだわることについても、郷制を「五族を州と為し五州を党と為し五党を郷と為す」と、軍制を「六卒を旅と為し五旅を師と為し五師を軍と為す」と定めているように、『周礼』での法制の決まりが明確であるのは「世道の変化は無常であり、人主の逸慾は無限である」ため、物事に定数がないこと自体が乱れの原因になるからである。今、六官の属司を一百二十に制限したのは、国の庶事がこれより必ずしも加減できないということではなく、このようにしなければ法にならないからである。法を定めた後、もしやむをえず改める必要があれば、二十の内から分割して一つを独立させたり、二つを統合して一つにしたりすれば宜しい。ただしその大数だけは加減できないようにすれば、千萬年でも長く継ぐ模範的な制度になる、と説明している。²⁴

以上のようにしてできあがった『経世遺表』「序官」の体制を整理したのが<表3>である。

<表3> 「経世遺表」 「序官」の体制

議政府

吏曹；承政院、宗親府、儀賓府、敦寧府、司饗寺、司饗寺、内資寺、内膳寺、司膳監、義盈庫、凌人署、宗簿寺、觀象監、内医院、典医監、惠民署、命婦司、内需司、内侍府、掖庭署

戸曹；漢城府、六部、六学、典案署、典牲署、司畜署、平市署、司祿倉、司餼倉、司餉倉、職貢司、常平司、平賦司、版籍司、經田司、漕運司、司園署、司磁署、六保署、算学署

礼曹；太常寺、通礼院、典禮司、典廟司、守陵司、齊礼監、司諫院、弘文館、侍講院、太史院、校書監、国子監、掌樂院、承文監、貢举院、尚衣院、尚瑞院、養老司、養賢庫、哀榮署

兵曹；中枢府、司勳府、武举院、大馭寺、乘輿司、牧幸司、翊衛司、左掖司、右掖司、中衛司、宣教局、儀仗局、守禦局、龍驤衛、虎賁衛、羽林衛、都統營、左禦衛、

右禦衛、管城衛

刑曹；義禁府、司憲府、監察院、禁制司、掌理署、討捕營、巡警司、路鼓院、禮賓寺、行人司、綏遠司、司諫院、掌胥院、掌隸院、量衡司、券契司、津閔司、職金署、掌城署、律學署

工曹；山虞寺、林衡寺、澤虞寺、川衡寺、繕工監、利用監、司兵寺、修城司、典園署、典堵司、典軌司、典艦司、甄瓦署、燔瓷監、織染局、典設司、掌苑署、司筵署、造紙署、凶画署

このように、議政府の下に六曹をおき、衙門を新設したり移動したりして百二十衙門を六曹に配置するが、ここで注目されるのは、刑曹と工曹組織の増強である。これは、すでに言及した刑曹の綏遠司、量衡司、券契司、工曹の利用監、山虞寺、林衡寺のように、殖産興業に対する行政上の支援、商業の発達とともに複雑化しつつある経済生活を合理的に管理するための行政の整備を意味するものである。

また、その衙門を新設や移動するにおいて、その論拠を主に儒教古典、特に『周礼』に求めている。それを整理すると、〈表4〉のようになる。

〈表4〉 「経世遺表」体制の経学的根拠

衙門	経学根拠	備考
議政府	書経	
天官吏曹		
承政院	天官宮正	
宗親府	天官都宗人・家宗人	六曹へ帰属
儀賓府		同上
敦寧府		同上
司饗院	天官内饗 ² ・外饗・膳夫・庖人	
司菓寺	天官膳夫	原戸曹
内資寺	天官酒人・醴人・醴人 ²⁵	原戸曹
内膳寺	天官漿人 ²⁶	原戸曹
司膳監	天宗漁人・鹽人	原戸曹司宰監
義盈監	天官籩人 ²⁷	原戸曹
凌人署	天官凌人	
宗簿寺	天官太宰	

観象監	書經	馮相氏保章氏は春官
内医院		
典医監	天官疾医	
惠民署	天官瘍医	
命婦司	天宗九嬪・女御	
内需司		
内侍府	天官内小臣・闈人・寺人	
掖庭署		
地官戸曹	地官大司徒	
漢城府		郷・遂の総官
六部		五部を六部に。六郷
六学	地官郷大夫	四学を六学に。古の郷校
典廩署	地官春人・饌人	新設
典牲署	地官牧人・充人	
司畜署		
平市署	地官司市	
司禄倉	地官司禄	原広興倉
司餼倉		
司餉倉		
職貢司		原宜恵庁
常平司		原常平庁
平賦司	禹貢、天官冢宰・地官裁師・閭師・遂人・里宰	原均役庁
版籍司	秋官小司寇	
経田司		
漕運司		
司圃署	地官場人	
司圻署	地官仆人	
六保署	地官大司徒	原活人署
算学署		
春官礼曹	春官大宗伯	
太常寺	小史	
通礼院	秋官朝士	古鴻臚卿

典堦司		原社稷署
典廟司		
守陵司		
齊禮監	春官一般 ²⁸	
司諫院	地官司諫・保氏	
弘文館		芸文館を吸収
侍講院	書経師・傳・保	
太史院	春官太史・少史・内史・外史	原春秋館
校書監	春官外史	
国子監	春官大司楽	原成均館
掌案院	春官大司楽・楽師・典同・大胥・小胥	
承文監		
貢挙院	地官郷大夫	本来無科挙
尚衣院		
尚瑞院	春官尚瑞	本来地官掌節の職務
養老司		原耆老司。大学の事
養賢庫		大学の事
哀栄署	春官職喪	原婦厚署。復設
夏官兵曹		
中樞府		唐宋の樞密院。備辺司と統合
司勲府	夏官司勲	忠勲府と忠翊府を吸収
武挙院		原訓練院
太馭寺	夏官校人・太馭	原司僕寺
乘輿司		原内司僕
牧幸司	夏官牧師・廋人・圉師・圉人	
翊衛司		
左掖司		原都摠府
右掖司	天官宮正	原内兵曹
中衛司		扈衛庁と別軍職を統合
宣教局		原宣伝庁
儀仗局		原部将庁
守禦局		原守門庁。城門将と空闕将を統合
龍驤衛		無卒之将の再編

虎賁衛		同上
羽林衛		同上
都統宮		原訓練都監
左禦衛		原御宮庁
右禦衛		原禁衛宮
管城衛		原經理庁
秋官刑曹		
義禁府	秋官士師	
司憲府	秋官布憲	
監察院		憲府から分離
禁制司	秋官禁暴氏	刑曹から独立新設
掌理署		原典獄署
討捕宮	秋官司厲・掌囚	原捕盜庁
巡警司	秋官司瘡氏	原巡將庁
路鼓院	夏官太僕	新設
礼賓寺	秋官司儀	原礼曹
行人司	秋官大行人	冬至使・通信使
綏遠司		新設。海島管理
司訳院	秋官象胥	原礼曹
掌胥院		新設。郷吏管理
掌隸院	秋官司隸	復設。奴婢管理
量衡司	舜典・堯曰・明堂位	新設。度量衡管理
券契司	地官司市・質人	新設
津関司	地官司関	
職金署	秋官司職	
掌城署	春官墓大夫	新設。訴訟多発
律学署		
冬官工曹 ²⁹		
山虞寺	地官山虞	新設。税源確保
林衡寺	地官林衡	新設。土豪官吏の収奪防止
澤虞寺	地官澤虞	原堤堰司。同上
川衡寺	地官川衡	原濬川司。税源確保
繕工監		

利用監	中庸・地官棄人	新設。技術導入
司兵寺		原兵曹軍器寺
修城司	夏官掌固	原修城禁火司。復設
典園署		漢書の九府圖法。鑄錢
典堵司	冬官匠人	都市計画・建設
典軌司	冬官輸人・輿人・駟人	
典艦司		原戸曹
甄瓦署		原瓦署
燔瓷監		司饗院から分院
織染局	天官典絲・典染・染人	原戸曹済用監
典設司	天官幕人・掌次	原兵曹
掌苑署	地官囿人・場人	
司筵署	春官司筵	原戸曹長興庫
造紙署		
図画署	冬官画績	原礼曹図書署

この表に見られるように、いくつかの衙門においては『周礼』に従わずに当時の体制を受け入れたり、『周礼』よりも『書経』に依拠したりするのが目につく。例えば観象監の場合、彼は次のように言う。

又按、周礼馮相氏、掌歲月日星之序事、保章氏、掌星辰日月之變動、為春官宗伯之所属、則観象監当属礼曹。然五帝之時、凡治曆之官、皆为天官(義詳尚書説；割注)。故司馬遷序天文曆法、而直名曰天官書。治曆明時者、天官之本職也。馮相氏・保章氏、唯察其氣候、辯其天祥、非治曆之官也。周礼天官、未滿六十、或者此等官名、不無脱落也。臣故観象監、属之於天官。(5-6下a同上天官吏曹第一)

また考えるに、『周礼』では「馮相氏」が歲月日星の序事をつかさどり、「保章氏」が星辰日月の變動をつかさどります。ともに春官の宗伯の所属でありますので、観象監は当然礼曹に属すべきでしょう。しかし、五帝の時、すべての治曆の官が皆天官でありました(意味は尚書説⁹⁾に詳しい；割注)。故に司馬遷の『史記』では、天文や曆法に関する部分を直ちに「天官書」と名付けて分類したのであり、「治曆明時」は天官の本職であります。「馮相氏」と「保章氏」はその氣候を察しその天祥を弁じるもので、本来治曆の官ではないと思われまゝ。『周礼』の天官の数が六十未滿

なのは、この治暦の官などの官名が脱落したからかもしれません。このような理由で、私は観象監を天官に属させたのであります。

茶山は、まず『周礼』の「馮相氏」と「保章氏」は氣候を察しその天祥を弁じるもので、治暦の官ではないことを主張し、「治暦明時」が天官の本職であることを、『書経』と『史記』に基づいて明らかにしようとする。そして、『周礼』に「治暦明時」の官がないことを脱落と推測し、天官が六十未満である点と結び付けて理解しているのである。つまり、観象監が春官でなく天官に属すべきであると主張するためである。

このように茶山が、「治暦明時」が「馮相氏」「保章氏」と無関係であることを主張し、治暦の官を重んじていたことには、まず観象監の官吏が『経国大典』に設けられている「地理学」と「命課学」の科目³によって選抜されてきたという体制内部の事情がある。それはもちろん、葬式だけでなく結婚・引越の折日などの日常的禁忌が、朝鮮社会においては主に風水説とともに重んじられていたこと³²と密接に関連する。そこで、「地理学」と「命課学」などによる登用をやめ、さまざまな暦書を勉強した年少の文臣を「治暦明時」の官に任命すべきであると茶山は主張する³³のである。また、暦書においては、折日などの禁忌の記事をなくす反面、『大戴礼記』「夏小正」や『礼記』「月令」、そして古今の農書から政治に役に立つもの、農業に役に立つものを選んで編集すべきであると主張する。

観象監の場合で見られるように、体制構想において必ずしも『周礼』だけに依拠せず『書経』によるものがある一方、もともと工曹に属していた掌苑署は、『周礼』地官の「囿人」・「場人」に該当するはずであるが、実際には現状のままにしたりする。また『周礼』において「山虞」や「沢虞」が司徒即ち地官に属していることを「礼の損益」と解釈し、『経国大典』で山沢が工曹に属していることを古制であると評価したりもする一方、偃堤司と濬川司を『周礼』の「沢虞」と「川衡」に則って沢虞寺と川衡寺に改称し、また『周礼』の「山虞」と「林衡」に則った山虞寺と林衡寺を新設している。これは、自分の体制構想を納得させるため、体制の改編の原理的根拠を儒教的理想により近いところに求めながらも、その改編があくまでも当時の体制をベースにしていることをアピールしようとするものと思われる。

2 官階の整備

官階の整備においては、品階を優先している『経国大典』の「正・従九品」制度[※]に注目したい。「天官修制」によると、『経国大典』の東班（文班）官階に対して、正一品から従四品までを「大夫」とし、正五品から従九品までを「郎」としていること、そして品ごとに「大夫」や「郎」をそれぞれ二つずつ置いたことを指摘し、次のように批判している。

（前略）古者受命、不過九命（見礼経；割注）。今若以十有八品、每分二級、則其級為三十六層。自古以來、未有三十六層以為官階者也。古者士有三等（上士・中士・下士；割注）、大夫有三等、而上大夫名之曰卿、故周礼六官之長皆卿。為之其下有中大夫・下大夫、而不復有上大夫。卿者、上大夫也（如天官、卿為太宰、中大夫為小宰、下大夫為宰夫；割注）。其上有三公・三孤、而三孤之尊於六卿、経伝無文。由是觀之、古者七品而已（三公一等、大夫三等、士三等；割注）。古唯七品而天下治、百姓安。今必分之為三十六級、將何益矣。今擬官階、只存九品、唯一品・二品有正・従之級。相臣為正一品、貳相及二府判事為従二品、六曹判書為正二品、參判・垂尹為従二品、參議・承旨為三品。於是正一品為三公、従一品為三少、正二品為上大夫、従二品為中大夫、三品為下大夫。三品以下、遂無正・従之差、四品・五品為上士、六品・七品為中士、八品・九品為下士。如是然後、上可以考三古之典章、下可以正百官之紀綱。（5-43上b下a「天官修制」東班官階）

（前略）古には命を受けるのが九命に過ぎなかったのであります（礼経[※]に見える；割注）。現制度では、十八品を各々二級に分けているので、その等級は三十六層になります。昔から三十六層を官階にしたことは未だありません。古には、士に三等（上士・中士・下士；割注）があり、大夫に三等があったのであります。そして、上大夫を卿と呼んでいたから、『周礼』の六官の長が皆卿なのであります。そのためにその下の階級として中大夫と下大夫があるだけで、上大夫という名称が見られないのであります。つまり、卿が上大夫なのであります（例えば天官においては、卿は太宰で、中大夫は小宰で、下大夫は宰夫であります；割注）。その大夫の上に三公と三孤がありますが、三孤が六卿より尊いという経伝の明文はありません。このように見ると、古には七品があったのみであります（三公に一等級が、大夫に三等級が、士に三等級があります；割注）。昔は、た

だ七品だけで天下が治まり百姓が安んじましたが、現制度で必ずそれを三十六級に分けるべきだとして、何の益がありましょうか。今、官階を推し量ってみますと、九品の制度は存続させるが、正・従の区分はただ一品と二品だけに置くのがよろしいかと思えます。すなわち、議政府の領議政、左議政、右議政が正一品³⁶、議政府の都賛成、左賛成、右賛成及び中樞府と義禁府の判事が従一品、六曹の判書が正二品³⁷、六曹の参判と漢城府左尹が従二品³⁸、六曹の参議と承政院の左右承旨が三品となりまして、正一品は三公、従一品は三少、正二品は上大夫、従二品は中大夫、三品は下大夫となります。三品以下は正従の区別をなくしますので、四品と五品が上士、六品と七品が中士、八品と九品が下士となります。このようにしてこそ、上においては夏・殷・周の典章を調べ試みることができ、下においては百官の紀綱を正すことができると思えます。

茶山は、品階について「正・従」の区分を一、二品に限って存続させ、そのほかの品階においてはそれをなくしている。そして『経国大典』官階にかわるものとして茶山が示しているのは、正一品を三公に、従一品を三少に、正二品を上大夫（＝卿）に、従二品を中大夫に、三品を上大夫に、四品と五品を上士に、六品と七品を中士に、八品と九品を下士にした官階である。公、卿、大夫、士とは『周礼』の体制であり、三公と三少とは『書経』周官³⁹に記されている。茶山は、古典において三少と卿の序列が明らかではないことを指摘しながらも、三公・三少・卿・大夫・士という序列の体制を提示しているのである。これは、『周礼』よりも『書経』周官の体制を優先したためでもあろうが、『経国大典』の議政府の組織が『書経』周官の体制と類似していたことが大きく影響していると思われる。⁴⁰

ここでより具体的に考察するため、『経国大典』体制と、その後の制度の変化を収録している『大典通編』を比較してみることにする。『経国大典』と『大典通編』、そして『経世遺表』における東班と西班（武班）の官階の名称及び区分を比較したのが〈表5〉と〈表6〉である。〈表5〉に見られるように、『大典通編』においては、宗親府・儀賓府に対する官階の名称を議政府のものと同じさせていることが目につく。これを踏まえたものであろうが、『経世遺表』においては、東班と西班の官階の名称及び区分をさらに簡略化している。この簡略化は、各品階における「正・従」の区分を多くなくした結果でもあろう。これらの表を見た後、さらに検討を進めていくことにする。

〈表 5〉 東班官階

	經国大典	大典通編	經世遺表	書經・周礼
正一	大臣輔国崇祿大夫 輔国崇祿大夫 (宗親)顯祿・興祿 (儀賓)綏祿・成祿	大臣輔国崇祿大夫 輔国崇祿大夫 上輔国崇祿大夫; 国舅・宗親・儀賓	大臣輔国崇祿大夫 敦宗輔国崇祿大夫;宗親 同休輔国崇祿大夫;勳臣・ 戚臣・元勳・儀賓・国舅	三公
從一	崇祿大夫 崇政大夫 (宗親)昭徳・嘉徳 (儀賓)光徳・崇徳	崇祿大夫 崇政大夫 宗親・儀賓同	輔国崇祿大夫 宗親・勳戚同	三孤・三少
正二	正憲大夫 資憲大夫 (宗親)崇憲・承憲 (儀賓)奉義・通憲	正憲大夫 資憲大夫 宗親・儀賓同	正憲大夫 宗親・勳戚同	上大夫
從二	嘉靖大夫 嘉善大夫 (宗親)中義・正義 (儀賓)資義・順義	嘉善 嘉義同 宗親・儀賓	嘉善大夫 宗親・勳戚同	中大夫
正三	(堂上)通政大夫 (宗)明善(儀)奉順 (堂下)通訓大夫 (宗)彰善(儀)正順	通政大夫 宗親・儀賓同 通訓大夫 宗親・儀賓同	通政大夫 宗親・勳戚同	下大夫
從三	中直大夫 中訓大夫 (宗親)保信・資信 (儀賓)明信・敦信	中直大夫 中訓大夫 宗親・儀賓同		
正四	奉正大夫 奉列大夫 (宗親)宣徽・廣徽	奉正大夫 奉列大夫 宗親同	通徳郎	上士
從四	朝散大夫 朝奉大夫 (宗親)奉成・光成	朝散大夫 朝奉大夫 宗親同		
正五	通徳郎	通徳郎	承議郎	

	通善郎	通善郎		
	(宗親) 通直・乗直	宗親同		
從五	奉直郎	奉直郎		
	奉訓郎	奉訓郎		
	(宗親) 謹節・慎節	宗親同		
正六	承議郎	承議郎	宣務郎	中士
	承訓郎	承訓郎		
	(宗親) 執順・從順	宗親同		
從六	宣教郎・宣務郎	宣教郎・宣務郎		
正七	務功郎	務功郎	啓功郎	
從七	啓功郎	啓功郎		
正八	通仕郎	通仕郎	承仕郎	下士
從八	承仕郎	承仕郎		
正九	從仕郎	從仕郎	從仕郎	
從九	將仕郎	將仕郎		

<表 6> 西班官階 (*「大典通編」は「経国大典」と同一)

	経国大典	経世遺表
正一		
從一		
正二	(都摠官)	宣徳將軍某衛上護軍
從二以上階同東班	(副摠官・將)	奮武將軍某衛中護軍
正三	折衝將軍	折衝將軍某衛副識軍
	禦侮將軍	上護軍
從三	建功將軍	大護軍
	保貢將軍	
正四	振威將軍	護軍
	昭威將軍	宣略校尉某衛司直
從四	定略將軍	副護軍
	宣略將軍	
正五	果毅校尉	司直
	忠毅校尉	彰信校尉某衛副司直
從五	顯信校尉	

	彰信校尉		
正六	敦勇校尉	司果	秉節副尉某衛司果
	進勇校尉		
従六	勵節校尉	副司果	
	秉節校尉		
正七	迪順副尉	司正	迪順副尉某衛副司果
従七	奮順副尉	副司正	
正八	承義副尉	司猛	承義僉尉某衛司正
従八	修義副尉	副司猛	
正九	効力副尉	司勇	効力僉尉某衛副司正
従九	展力副尉	副司勇	

〈表5〉の『経世遺表』の東班官階で注目すべきは、第一に、名称の混乱があることである。茶山が理念的よりどころとしている古典の体制〈三公・三少・卿＝上大夫・中大夫・下大夫・上士・中士・下士〉においては、三公・三少と大夫が厳格に区別されているが、例えば、大夫ではないはずの三公が「大匡輔国崇禄大夫」と称されているように、実際には『経国大典』の〈大夫・郎〉体制をそのまま継承しているのである。古典の体制は〈議政府・六曹〉体制を強化するための思想的根拠として示されたものであるが、それをそのまま受容せず、このように名称を混在させたのは、天子国と諸侯国という中国中心の国際秩序に一部制約されていたためであり、またこれは国内政治の問題と国際政治の問題との間の矛盾をそのまま反映したものと考えられる。第二には、従一品より正三品に至るまでにおいて、文臣だけでなく武臣も同列においた点である。「従二品已上階、同東班」と東班中心の記述になっている『経国大典』とは大きなニュアンスの違いがある。これは、六品・七品の中士の人事において、文臣のポストであっても、武臣や南行（科挙でなく推薦で抜擢された人）の中でも名望家出身で端正な人柄の持ち主には開放すべきである⁴¹という主張と一貫するものであり、文臣中心の人事を改め、人格や能力による、かつバランスが取れた人事の運営を図ろうとしたものであろう。

一方、将臣、帥臣の多くが二品の職になっていることと、規定上正三品の上護軍を正二品と、規定上従三品の下護軍を従二品と呼んでいた実情⁴²を挙げ、『経国大典』で三品以下にあてた將軍称号を二品までに格上げして現実化している点も指摘しておかなければならない。

さて、文臣と武臣を同列におくのに従一品より正三品までにしたのはなぜであろうか。すでにみたように、茶山は、『書経』と『周礼』の〈公・卿・大夫・士〉体制に基づいて、古の官階は「公の等級、大夫の上中下の三等級、士の上中下の三等級」の七等級であると主張した。そして自分の案としては〈三公・三少・卿＝上大夫・中大夫・下大夫・上士・中士・下士〉の官階を提示したのである。この官階には茶山が調整した正・従の九品の官階がそのまま当てられる。即ち、従一品より正三品までは〈三少・卿＝上大夫・中大夫・下大夫〉となる。茶山が従一品より正三品までに制限したのは、士とはレベルが異なる大夫のポストを重んじようとする考えの反映なのである。つまり、大夫のレベルにおいて文臣と武臣を同列においたのである。

実際、茶山が大夫と士の等級の違いを強調しているのは、他のところでも見えており、その強調の度合いは極めて強い。たとえば『経国大典』では従三品・正四品・従四品をみな大夫と称しながら、礼を論ずるときには、正三品の通政大夫（堂上官）以上を大夫と称していたことの矛盾を指摘し、当時の法制上の称号と慣例的な儀礼上の称号との間の矛盾をなくし、その整合性を保たせるようにしたのである。つまり、「四品以下においては、大夫という称号をなくして、それが古の所謂三等の士であることを明ら」かにすることを主張する。⁴³「西班官階」においても、將軍の称号は三品までに限定し、四品以下には將軍の称号を許さないことで、大夫と士の等級を明らかにすることを主張しているのである。⁴⁴

このように、大夫と士を厳格に区分しようとするのはなぜであろうか。その理由としては、何よりも当時の身分制度の問題が考えられるが、これは、後述するように、当時武臣のポストが「無卒の職」即ち名誉職として運営されていたこととも深く関連している。その一例として、「外命婦」の「文武官之妻」条には次のような文が見える。

臣伏念、古者邦君之妻、乃称夫人、後世夫人之称、漸以猥屑。及至我邦雜歧加資之類、其妻授貞夫人・淑夫人。職牒名器之紊乱、極矣。甚至傭奴囊婢、其夫既為大夫、其妻得為夫人、天下其有是乎。今擬一芸雜歧仕者、雖至二品得称將軍、不得称大夫（見上篇；割注）。其妻但称貞人・淑人（三品・四品之妻、通称淑人；割注）、不得受夫人之牒、抑所宜也。一芸雜歧之子、若以文武科出身、或以学行入於遺逸之選、得為三班正職、茂著功能、陞為大夫、則其夫既為大夫、其妻得為夫人。夫孰曰不可乎。臣之所言者、職官之制、宜分正雜、非謂一芸雜歧仕者、其身地卑、不得為大夫、

不得為夫人也。(5-44下b-45上a「天官修制」外命婦)

私が考えるに、古には邦君の妻であってこそ、夫人と称することができたが、後世には夫人という称号が極めて卑しいものになってしまいました。我が国家においては、雑岐⁶出身が加資(正三品の通政大夫になること; 筆者)されると、その妻はみな貞夫人や淑夫人の称号をもらいます。聴牒や名器の紊乱が極に達しております。甚しくは奴婢でも、その夫が既に大夫になったらその妻が夫人になれますが、天下にこのようなことがありうるでしょうか。今、一芸雑岐で仕えるものについて考えて見ますと、二品になって將軍の称号を与えたとしても大夫の称号は得られないようにし(見上篇; 割注)、その妻は貞人や淑人(三品・四品の妻、淑人と通称す; 割注)と称するだけで、夫人の牒は受けられないようにするのがおそらく宜しいかと思えます。ただし、一芸雑岐で出世したものの息子が、もし文・武科に合格したり、あるいは優れた学行により遺逸として推薦されたりして、三班(文班、武班、南行)の正職につきその能力と功績が著しく評価されて大夫に昇進した場合には、その夫が既に大夫になったので、その妻も夫人になりえます。どうしてそれを不可と言えるのでしょうか。臣が申しますのは、職官の制度において、正職と雑職は明確に区分すべきであるということでありまして、一芸雑岐出身の人は身分が卑しいから、大夫にも夫人にもなりえないということではありません。

引用文にあるように、当時「一芸雑岐」出身でも正三品の通政大夫にまで昇進していたし、その妻も夫の職に相当する職牒である夫人の称号をもらっていたのである。このようなケースを規制するために、茶山が調整した案は、二品にまで昇進し將軍の称号を得ても大夫とは称することができないようにし、またその妻は三品・四品の淑人に止めるべきであるということである。また、將軍の称号も当本人に限ることにし、その子孫が文・武班及び南行の正職に就くためには科擧や推薦によらなければならず、業績如何によって大夫にもなれるという。この主張は、職を与えるのに身分上の制限が崩れてしまい、すでに動揺していた当時の身分制に対する茶山の一つの対策であるという点で注目に値する。つまり、大夫と士の等級を厳格にすべきであるという主張には崩壊しつつあった身分制を体制強化の方向へ吸収しようとする茶山の意図があったのである。

以上、見てきた茶山の官階整備案を整理しておくとして、(1)古典の体制<公一卿一大夫一士>を思想的根柢にして、『経国大典』官階を簡略化かつ明瞭化し、議

政府を中心にした行政の強化を図っているが、中国中心の国際秩序に一部制約され、国内政治の問題と国際政治の問題との間の矛盾が名称の混在の形で現われている。(2)上位官階における文・武の統合は、文と武のバランスのとれた議政府体制を構築するためであるが、一方、後述する軍制の整備において、すべての軍門を兵曹の傘下においたことと連動する制度的措置であり、議政府中心体制への移行の基本条件となる。(3)特に大夫と士の厳格な区分を強調している点であるが、これは、高級官僚と下級官吏のあいだに秩序のある行政の体制を強化し、さらに崩壊しつつあった身分制度を再構築しようとしたものと考えられる。

3 軍制の整備

軍制に対する茶山の整備案⁴⁶は、軍国機務を担当していた備辺司の中枢府への統合、人材登用のための武科の強化、軍備支援体制の整備⁴⁷、王城の警備と首都圏の防衛などを担当する軍制の整備がその主な内容である。「序官」夏官兵曹第四で見る限り、茶山が最も重視していたのは、備辺司の肥大化と五衛廃止以後の軍制の紊乱である。ここでは、備辺司の廃止と軍制の整備に対する茶山の考えを若干窺ってみることにとどめたい。

まず、次の表を見てみたい。〈表7〉は「序官」で示されている兵曹衙門の構成であり、〈表8〉は軍制の『大典』体制との比較である。

〈表7〉 兵曹衙門の構成⁴⁸

	公孤	上大夫	中大夫	下大夫	上士	中士	下士		
	正従一	正二品	従二品	三品	四品	五品	六品	七品	八品 九品
兵曹		判事	参判	参議	正郎		佐郎		
中枢府	領/判事	知事	同知事	僉知事	経歴		都事		
司贖府					経歴		都事		
武学院		知事		都正			主事	教官	参軍 権奉
大馭寺		提調		都正	僉正	判官	主簿		
乘輿司		提調		内乗	副内乗		副内乗		
牧圉司	提調		提調		僉正	判官		監教官	
翊衛司				翊衛	司禦		衛率	副率	侍直 洗馬
左掖司	宿衛大使	副保			執戟郎		執楯郎		陛楯郎

右掖司			宮正	金五郎					
中衛司	扈衛大使	別將	常侍	驍騎郎	驍騎郎				
宣産局	大使		宣教	宣徽	文兼	宣旨	宣伝	宣令官	
儀仗局		提調			鹵簿郎		執扇郎	執刀郎	織蓋郎
守禦局		提調	護軍				司門校尉/司城	副校尉	
龍驤衛	都總官	中護軍	副護軍	司直	副司直	司果	副司果	司正	副司正
虎賁衛	都總官	中護軍	副護軍	司直	副司直	司果	副司果	司正	副司正
羽林衛	都總官	中護軍	副護軍	司直	副司直	司果	副司果	司正	副司正
都統宮	提調	大將軍	副將軍	別將/千總	把總	從事官	哨官	旗牌官	
左禦衛	提調	大將軍	副將軍	別將/千總	把總	從事官	哨官	旗牌官	
右禦衛	提調	大將軍	副將軍	別將/千總	把總	從事官	哨官	旗牌官	
管城衛		總禦使	別將/千總	把總			哨官	旗牌官	

<表 8> 「大典」体制との比較*

經世遺表	大典	備考
中枢府	中枢府+備辺司	議政府大臣や六曹判書の兼任禁止
武挙院	訓練院	
翊衛司	翊衛司, 世孫衛従司	
左掖司	都總府	名実不副。都總管→宿衛大使
右掖司	内兵曹	
中衛司	扈衛庁+別軍職	
宣教局	宣伝官庁+武兼	
儀仗局	部将庁+忍義衛	無卒之将の再編
守禦局	守門庁+城門之将、空闕之将	
龍驤衛	旧五衛+禁軍内禁衛之属	無将之卒の再編。宿衛の士
虎賁衛	同上	同上
羽林衛	羽林将+忠壮+忠翊	同上
都統宮	訓練都監	
左禦宮	御宮庁	
右衛宮	禁衛宮	
管城衛	經理庁	

備辺司を中枢府に統合する際に、議政府の時任大臣と六曹判書の中枢府職の

兼任を禁じているのは、中枢府の専門性を強化しようとする意図からでもあろうが、「中枢府の重要な事案は六曹の判書をも含んだ議政府の会議で最終的に決められるべきであるから」⁹⁰という説明からもわかるように、〈議政府—六曹〉体制の下にある機関としての中枢府の地位を明確にするためにほかならない。「中枢府と議政府が有名無実なものになってしまったのは、備辺司の職が中枢府と議政府の職と兼任になっていたことに起因する」⁹¹と指摘しているように、臨時機関であったはずの備辺司が実質的な最高機関になっていたのである。茶山は、中枢府、議政府、備辺司などによる最高機関の混在による名実の混乱をなくし、軍務機関としての中枢府の正常化と最高機関としての議政府の復権のために、備辺司の中枢府への統合を主張している。

さて、軍制の整備に対する茶山の考えを見てみよう。

壬辰・丙子の両乱と仁祖反正などによる、辺境における国防の問題をも含んだ権力内部の問題もあったため、五衛廃止後、さまざまな軍営が設置され五宮門体制を整えることになる。訓練都監、御宮、禁衛宮、守禦庁、摠戎庁がそれである。ここで茶山が指摘しているのは、内外の危機に対処するために臨時的に設置されたはずの軍組織が正式の軍門として定着してしまったこと、及びそれによる国家財政の問題である。「軍官に随行する禁衛宮伺候軍の料布が吏曹参議や大司諫よりも遥かに厚かった」という指摘のように、兵士に与えられていた多額の料布は、食禄の不均衡をもたらすだけでなく、官僚社会内部の秩序、さらに身分制社会の秩序を動揺させかねないものとなっていたのであり、また軍布などの租税負担の増加が民生の深刻な問題になっていたことはいうまでもないことである。⁹²

従って〈表7〉でみられるように、茶山は、当時の首都防衛の訓練都監・御宮庁・禁衛宮、首都外郭防衛の摠戎庁・守禦庁、そして王権扈衛の扈衛庁・龍虎宮という体制を、王宮守備を担当する左掖司・右掖司・中衛司の三司と、儀典及び警備を担当する宣教局・儀仗局・守禦局の三局、王宮の宿衛を担当する龍驤衛、虎賁衛・羽林衛の三衛、首都守備部隊である都統營・左禦營・右衛營の三營に改編する。

このような改革の理由として茶山は、さまざまな軍門が増設されて以来、全然その整備が行なわれていなかったことを指摘する。⁹³「無卒之將」や「無將之卒」の存在が証明しているように、度重なる改編による軍の指揮系統の紊乱は著しかったようである。〈表7〉で見られるように、「無卒之將」を受容した儀仗局⁹⁴、「無將之卒」を再組織した三衛⁹⁵が茶山の収拾案である。

<表6>でも若干窺えるように、実質的な軍隊組織としては、王宮の宿衛を担当する龍驤衛・虎賁衛・羽林衛の三衛と、首都守備部隊である都統營・左禦營・右衛營の三營があるが、主力軍隊は三營である。そこで、軍を支える財源に対する茶山の対案に注目すべき点がある。第一点は、兵卒数の縮小である。茶山によると、主力部隊である三營門で養兵する人数は、都統營で約四千人、左禦營・右衛營で各々約三千人、合計約一万人にする。この兵卒の数に対し茶山は「雖極寡弱、今之国力、無以踰於是也」(5-27下b)と、国家財政上やむをえない縮小であることを明らかにする。第二点は、当時、三營における養兵の財源が国家財政によって支えられてきたことを指摘し、軍の財源を確保するために屯田を設置すること⁶⁶である。即ち、ソウルの東・西・南の近郊を官錢で買収してそれぞれを禦營・訓練都監・禁營の屯田にする。そして畿内から健康で無田の軍民を募集し、一夫毎に田五十負を与え彼らに耕墾させ、卒伍の役に応じさせるようにする。禦營・訓練都監・禁營の三營を、このようにして都統營・左禦營・右衛營の三營に改編するのが茶山の案である。

以上、見てきたように、茶山の軍制改革案は、軍制の紊乱が及ぼす行政上の指揮・責任体制の混乱と身分制社会の動揺などの問題を含めて出されたものであるが、三營の軍を維持する財源として京畿に設置するという屯田は、彼の土地制度に関する改革案⁶⁷と密接に関連するものである。これは、井田制の理念に基づいた屯田制なのである。

結 論

以上、茶山の体制構想を、彼の儒教古典解釈との関連で検討してきた。ここでは、その特徴を簡略に整理した後、彼の体制構想のもつ意義を考えてみたい。

まず、注目したいのは、茶山の『周礼』への執着である。『経世遺表』で体制の改革を論ずる際に、その改革案の理論的根拠を主に『周礼』に求めていたのは、堯・舜以来の先王の道を完璧に実現した周の制度、即ち『周礼』が儒教の理想的政治体制であると考えていたからである。つまり、目指すべき理想として、あるいは現実の判断基準となる理念として『周礼』を挙げていたのである。その反面、朝鮮の支配体制を規定している『経国大典』が『周礼』に依拠していたという現実的な条件がすでにあっただけであり、茶山の『周礼』への執着については、むしろこの事実こそが重要である。彼の古典研究においては、改革の目指す理想が示される一方、彼の改革構想がそれによって理論的に支えられているが、茶山の体制構想自体は、徹底した現実認識の下で支配体制を改革していこうとしたものである。要するに、茶山にとって、当時の朝鮮王朝の体制を改革するための思想的根拠を求めるには『周礼』が最も相応しい古典であったのであり、それゆえ茶山における『周礼』に対する執着は、復古主義的な発想によるものではなく、当時の朝鮮の実情に即した実践的改革の発想に基づいたものである。

第二に、品階を優先した組織編成、六曹から独立した上位機関の存在、六曹の属司衙門の数的不均衡、軍制の不安定などの当時の朝鮮王朝体制の問題点につき、茶山の対策として、まず『書経』や『周礼』の〈公・卿・大夫・士〉体制に基づいた〈議政府—六曹〉体制の強化が注目される。それには、官階の簡略化と六曹における衙門の数的均等化が伴っており、また動揺しつつあった身分制の矛盾を体制の内部に吸収しようとした意図もあっただけである。六曹における衙門の数的均等化は、衙門の機械的な均等配列ではなく、それによって指向されていたのは、殖産興業などの当時の現実的課題に即応した形での官僚支配体制の強化であったことは重要である。また、軍制の整備において注目すべきなのは、東・西・南の三郊を三營の屯田にすべきであるという、三軍營の財源に対する提案である。これは、幼児を軍丁に入れる「黄口簽丁」、死んだ人からも軍布を徴収する「白骨徴布」などのように紊乱の極に達していた軍政を正す一つの方法として評価に値する。またこれが井田制と関連している点にも注目すべきである。

第三に、改革の主体に関する茶山の認識の問題であるが、従来の研究によると、王権による改革とも、あるいは民による改革とも言われている。『経世遺表』が国王に自分の考えを献上する形式を取っている以上、茶山自身が王権による改革を目指したことは確かである。一方、茶山の改革案では、様々な産業や国家財政において民の主体性が相当に認識されていることも事実である。だが、それに基づいて、茶山が民による改革を目指したとは言い難い。制度の矛盾が顕在化していた当時であっただけに、改革案を実行するとしても、当分の間、多少の混乱は免れられないという認識⁹⁸を示しながら、彼は「堯・舜ができたことは、今の人も必ずできる」⁹⁹ といっ、改革の意志をより強調している。ただ、改革案を実行する際に最も重要な役割を果たすのは、国王も含めて、その改革を推進していく主体である官僚階級であるのいうまでもなく、それゆえ彼ら改革主導勢力の意識と考え方も、改革の成敗を握る一つの無視できない要因である。これは、当時まで朝鮮社会をリードしてきた両班階級の知的風土の問題、即ち儒教思想と深く関連するものであり、この問題について別稿で検討することにしたい。

最後に、茶山の体制構想がもつ意義を考えてみたい。

今まで見てきたように、〈議政府一六曹〉を中心にした彼の体制構想には、(1)変動しつつあった身分制の問題を体制内部に吸収しながら、漸進的な変革を推進していこうとしたこと、(2)第4節の始めに指摘したことからも窺われるとおり、財産の私有化と商業社会への進展、それに伴って深刻化してきた行政上の不正問題などに対して法的整備を主張していたこと、(3)農・水産業の奨励、先進科学技術の積極的導入などの産業育成政策を推進しようとしたこと、などが含まれている。茶山の改革構想は、当時の儒教思想史の流れに即し、またその中で考え直すことによって、その意義を見いだすことができると思われる。つまり、茶山には、貴族化していた両班官僚の保守的性格とともに、新に露呈しつつあったさまざまな現実問題に十分対応し切れなかった儒教思想の形骸化の問題があったのであり、彼の儒教古典研究に示されていた儒教の理想世界および組織改編の思想的根拠などは、このような具体的な改革案を当時の支配階級の人々に認めさせるとともに、従来までの世界観や思考方式の転換を促すためのものであったと思う。

実に、茶山の改革構想は実現されなかった。〈議政府一六曹〉を中心にした体制構想によって彼が目指していたのは、貴族化していた両班官僚ではなく、専門官僚に支えられる王朝体制であり、そのための新しい世界観は、茶山にお

いては経学研究によって準備されていたのである。新しい儒教解釈によって提示された茶山の王朝体制は、西洋近世の絶対王政に類似するものと考えられるが、その類似性が東・西における人類歴史の同質性を意味するものでないことは言うまでもない。

注 釈

- 1 権純哲「茶山の改革原理と経学」（『山大哲学研究』第二輯、1993）を参照。
- 2 茶山の政治経済思想と経学の関連性については、洪一燮『丁若鏞の政治経済思想研究』（韓国研究院図書館、1959）に言及されているが、あまり研究されてこなかった。近年、六郷制を巡る丁若鏞と申綽の間の対立を経学的側面で検討した金文植「丁若鏞と申綽の六郷制理解」（『韓国学報』61、1990冬、一志社）は注目に値するものである。
- 3 中世社会から近代社会への移行の機動力を農業生産力の発展の中に探るべきであるという立場に立っている朴宗根の研究（「茶山丁若鏞の土地改革思想の考察—耕作‘能力に応じた’分配を中心として—」『朝鮮学報』28、1963）、茶山の土地改革思想が、一九世紀以来の韓国の近代化路線の二つの流れにおいて、支配層の均稅的改良路線に対峙して追求されてきた農民層の均產的革命路線を先驅的に反映していると評価している金容燮の研究（「18・9世紀の農業実情と新しい農業改革論」『韓国近代農業史研究』、一潮閣、1975；原収『大東文化研究』9、1972）がその代表的なものである。
- 4 慎鏞廈「茶山丁若鏞の井田制土地改革思想」（『金哲峻博士華甲紀念論叢』、1983）は、茶山の井田論が地主制の存続を認めた土地改革思想であるとし、鄭允炯「茶山の財政改革論」（『茶山学の探求』民音社、1991）は、茶山の財政改革構想が一面では国家の財政を復旧し、他面では農民を救済しようとする意図でなされたものであるため、茶山は先進的性向の思想家でありながら、封建的統治理念から自らを完全に解放させることができなかつた過渡期的思想家であつたと評価する。
- 5 朴贊勝「丁若鏞の井田制論考察—『経世遺表』「田制」を中心に—」（『歴史学報』110、1986）。
- 7 高麗末期の作と思われる『周礼六翼』（不伝）は、吏・戸・礼・兵・刑・工の六部の設置（1356年）に前後した時期における『周礼』への関心が反映したものである。徐居正の『経国大典』序文には「（前略）自古制作之隆、莫如成周、周官以六卿、配之天地四時、六卿之職、闕一不可也。（中略）其曰六典、即周之六

- 脚、其良法美意、即周之闕雖・麟趾。文質損益之宜、彬彬郁郁、孰謂大典之作、不與周官・周礼而相為表裏乎。建諸天地四時而不悖、考諸前聖而不謬、百世以俟聖人而不惑者、可知矣。繼自今聖子神孫、率由成憲、不愆不忘、則我國家文明之治、豈唯比隆於成周而已乎。（下略）」と、『經国大典』の理念根拠として『周礼』が挙げられている。
- 8 東学農民戦争、日清戦争の勃発後、設立される軍国機務処の議定によって甲午更張が始まる。甲午更張による体制は、議政府、宮内府と、内務・外務・度支・法務・学務・工務・軍務・農商の8衙門を基本組織にしている。崔敬洛「第一次甲午更張攷」（『朝鮮学報』第46輯、昭和43年1月）を参照。
- 9 英祖20年（1744年）、礼曹佐郎李盟休が王命によって礼曹に関する諸事例を収録編纂したものである。
- 10 正祖5年（1781年）刑曹判書金魯鎮の囑託で刑曹佐郎朴一源が国初以来の各種の法例、慣例、判例を編集した後（1791年）、さらに増補したものである。秋官はもちろん刑曹である。朴秉濠「茶山の刑律観」（『茶山学の探求』民音社、1990）を参照。
- 11 柳馨遠の『礪溪随録』は、英祖17年（1741年）の梁得中の上疏、同26年の権認の上疏によって出版されている。しかし、正祖2年（1778年）に備辺司によって首都圏防衛体制における指揮系統の統一を建議する際に柳馨遠の言葉が引用されたり、同21年に金華鎮が五銖錢の鑄造を請う上疏で柳馨遠の「我が国には銅山がないので、盜鑄はないだろう」といったことを「先獲」と評価したりしているだけで、実際にそれが採択されたことはないようである。『礪溪雜業』（驪江出版社、1990）に礪溪の遺文と『実録』等の礪溪に関する記事が収録されている。
- 12 現存の『増補文献備考』は、1906年高宗の命令で増補し1908年刊行したものである。その経緯については、「御製増補文献備考序」に「歴代典憲、必載籍有所考信、然後乃斟酌時措。此孔子所以歎杞・宋之無徵也。然則文献之於有国、顧不重歟。檀・箕尚矣。自羅代始有遺文、亦略而佚焉。我朝列聖繼作、典章科条、燦然若繁星之麗于天、而猶患散漫難稽。逮至英廟庚寅（1770年；筆者）、令相臣金致仁等、薈萃成一統之書、命之曰文献備考、刊行于世。正祖壬寅（1782年；筆者）命李萬運、將是書十三考、追補為二十考、未及刊布。朕於萬機之暇、嘗取覽焉、窃有感乎兩聖朝法古遺後之惓惓、至意爰命文苑諸臣統纂之。（下略）」とある。『文献備考』について茶山は『文献備考刊誤』を残している。その前書きには「余昔從洪復元校理、借觀文献備考。其烏欄之上、間有筭記、多精核語。意故兵曹判書（名漢氏；割注）所手録。因以己意修潤彙次、為刊誤一卷。擬進乙覽、会

- 仙馭竇天、不果上。嗚呼恨哉。」(1-488上a)とある。玄孫丁奎英編『俟菴先生年譜』(1921年)には1800年に完成したと記されている。
- 13 「茲所論者、法也。法而名之曰礼、何也。先王以礼为国、以礼道民。至礼之衰、而法之名起焉、法非所以为国、非所以道民。揆諸天理而合、錯諸人情而協者、謂之礼。威之以所恐、迫之以所悲、使斯民兢兢然、莫之敢干者、謂之法。先王以礼而為法、後王以法而為法、斯其不同也。周公營周、居于洛邑、制法六篇、名之曰礼。豈其非礼而周公謂之礼哉。」(5-1上a)
- 14 「詩文集」(1-259上a-260下b)に同文の「邦礼艸本序」がある。改題に伴って「序」を「引」に改めたものと見られる。
- 15 表の作成には、『大典会通』を用いた。『大典会通』は高宗3年(1865年)、『經国大典』『統大典』『大典通編』を合編し、その後の受教を添加したものである。『大典通編』は正祖8年(1784年)、『經国大典』『統大典』とその後の法令を通編したものである。茶山が参照したのも恐らくこれであろう。本稿では、茶山死後の制度的変化も窺える『大典会通』を用いて『大典通編』の体制を構成した。
- 16 このほかに吏典で内命部と外命部、京官職、権設職(統大典から)、奉朝賀、内侍部、雑職、外官職、京衙前(録事・書吏)、兵典で京官職、雑職、外官職、士官職、京衙前(諸員・羅将・皂隸)、伴尚、外衙前(書員・日守・羅将・差備軍)となっているように、王家を中心にし、高級品階の組織から下級品階の組織へ、中央組織から地方組織へと組織された、王権中心の中央集権体制である点も挙げられる。
- 17 備辺司については、李載浩「朝鮮備辺司考—特にその機能の変遷に対して—」(『釜大史学』50・51合輯、釜山大学史学科)を参照。
- 18 車大燮「朝鮮後期中央軍制の再編」(『韓国史論』9、1981、国史編纂委員会)を参照。
- 19 虚職の増加は軍門を含め宗親府などの権力機構に目立つ。宗親府の人事構成の変化は、様々な政変によって新たに功臣が増加したこと、備辺司を始めとした幾つかの権力機構の責任者が兼任になっていたことなどが関係していると思われる。
- 20 (1)中央行政組織の整備、(2)品階の整備、(3)自治教化体制による選挙制の確立、(4)功績制度の厳格化、(5)主要官職の昇進機会の均等化、(6)初任官職の整備、(7)科举制度の整備；大・小科の統合と定期試験外の特別試験の廃止、(8)文・武科定員の同一化と全員補官、(9)田十結の一結の公田化；公税の確保と農民私有田経営の独立、(10)民役の均等化；軍布法廃止と九賦制修正、(11)国防軍事費用の節減；屯田

の立法、(12)社會の限定と常平の立法；下級官吏の中間搾取防止、(13)多様な貨幣の
鑄造；金銀流出防止、(14)郷史定員の制定と世襲禁止；地方行政の合理化、(15)利用
監の開設；北学による富国強兵模索。

- 21 「序官目次」の最初に「議政府在六曹之上」（5-3上a）と記されている。
この引用においても、国王が三公・三孤に六曹の体制改革を命じている。
- 22 『書経』「周官」に「（前略）今予小子、祇勤徳、夙夜不逮。仰惟前代時若、
訓迪厥官。立太師・太傅・太保、茲惟三公、論道經邦、變理陰陽、官不必備、惟
其人。少師・少傅・少保、曰三孤、貳公弘化、寅亮天地、弼予一人。冢宰、掌邦
治、統百官、均四海。司徒、掌邦教、敷五典、擾兆民。宗伯、掌邦礼、治神人、
和上下。司馬、掌邦政、統六師、平邦国。司寇、掌邦禁、詰姦慝、刑暴乱。司空、
掌邦土、居四民、時地利。」とあるが、『周礼』においては、三公と三孤の存在
が明らかに示されていない。ただ『周礼』では、天・地・春・夏・秋・冬の六官
が王を輔佐するという。つまり、六卿は、各々天・地と四時という自然の原理に
対比され、王は人間の秩序だけでなく自然の秩序までも統括する絶対権力を象徴
する存在となっている。
- 23 「臣謹案、周礼六官、其属各皆六十（小宰文；割注）。鄭註謂、六官之属、三
百六十、象天地四時・日月星辰之度数、天道備焉。臣竊伏念、周礼天子之礼、我
国家藩国也、制度宜小。考旧典京官職司之数、百有一十、或分而析之、或輯而合
之、或增而補之。於是溯考古典、各以其類分于六曹。六曹之属、各為二十、則其
数一百二十、亦天地度数之象也。」（5-4上a『経世遺表』「序官」天官吏曹
第一）とある。しかし、『周礼』の六官の属司は各々皆な六十ではない。これに
つき、茶山は「臣又案、周礼序官、或不滿六十（如天官；割注）、或差過六十
（如地官；割注）。必其中有合衆而為一者（質人等七官、皆当合之於司市；割注）、
有分一而為衆者（如司會・甸師之属、非必一官承已；割注）。今不可詳、当以天
官小宰之文為法制之大率也。」（5-4上b『経世遺表』「序官」天官吏曹卷一）
という。
- 24 「臣伏念、国之庶事、紛綸錯綜。顧何必三百六十哉。然周公制礼、必三百六十
定為大限、加減不得者、誠以物無定数、乱之本也。世道之嬗變無常、人主之逸慾
無限。若於立法之初、破碎散漫、無天成鉄鑄之象、則不過数世、増之減之、廢之
興之、綱紀紊乱、端緒莫尋、小有不察、必土崩而瓦解矣。今以六官之属、限之於
一百二十者、非謂国之庶事、必於是加減不得也、為如是然後成法也。制郷者曰、
五族為州、五州為党、五党為郷、其法制之斬截如是也。制軍者曰、五卒為旅、五
旅為師、五師為軍、其法制之斬截如是也。制官者、何独不然。制法之後、如有不

得不變通者、宜於二十之内、或分而二之、以黜其一、或合而一之、以受其一、唯其大數、不得加減、則於千萬年、永為不刊之憲章矣。」(5-4上ab同上天官吏曹第一)

- 25 「臣謹案、周礼凡内供米麵・酒醬之官、皆属天官。臣故以内資寺属于吏曹(原典属戶曹;割注)。(5-5下b同上天官吏曹卷一)とある。米麵を担当する官は見当たらないが、酒麵を担当する官としてはこれらがある。
- 26 「臣謹案、内醋寺、本供酒醴、今供油醋。周礼此等之官、皆属天官。故今亦依之(原典属戶曹;割注)。(5-5下b同上天官吏曹卷一)
- 27 「臣謹案、義盈庫掌油蜜・黄蠟。周礼此等之官、皆属天官。今亦依之(原典属戶曹;割注)。(5-6上b同上天官吏曹卷一)
- 28 「臣謹案、導之以德、齊之以礼者、先王之所以馭萬民也。周礼春官、齊之以礼者、其職非一。今擬別立一司、名之曰齊礼監。凡冠婚喪祭有不以礼者、執而治之。(下略)。(5-14上b同上天官吏曹卷一)
- 29 「臣謹案、工曹古之司空。司空者、司其空土也(馬融云;割注)室屋・田地、隸於司徒、其山林・山澤、空曠之地、皆屬於司空。(中略)周礼山虞・澤虞、皆属司徒、礼有損益也。国朝山澤、掌於工曹、亦古制也。」とある。
- 30 『梅氏書平』五「大禹謨」の「天之曆數在汝躬」について「鄭玄云、曆數在身、謂有凶籙之名。(何晏云、曆數謂列次。○梅云、曆數謂天道;割注)○朱子云、曆數者、帝王相繼之次第、猶歲時氣節之先後也。○平曰、鄭玄溺於讖緯、以曆數為凶籙。堯舜之世、豈有所謂凶籙者乎。帝王授受之統、古称曆數。故大誥曰、嗣無疆大歷服。召誥曰、有夏服天命、惟有歷年。有殷受天命、惟有歷年。其云歷服歷年、似指天命之定數。朱子之說於詞理最順。然洪範五紀、五曰曆數者、直是治曆明時之政。既名曆數、不得異釈。或云、天之曆數在汝躬、謂舜身掌曆象之數也。義・農以来、最重曆象、能明此事、即承帝統。(下略)。(3-148上b)とある。
- 31 『經国大典』「礼典」生徒条の觀象監に「天文学二十、地理学十五、命課学十」とあり、同諸科陰陽科条に、天文学、地理学、命課学があって、地理学の「講書」にはさまざまな風水書が挙げられている。
- 32 「臣謹按、周礼有族葬之法(墓大夫;割注)、則周公不令百姓觀風水以葬親也。王制曰、為時日以疑衆者殺。孤虚・旺相之說、先儒皆斥之為左道。今設官分職、為置地理学・命課学、非制也。臣謂地理学・命課学、自今停罷、不復選取。其曆書之内、凡所謂宜祭祀・宜婚姻・不宜行・不宜針刺、諸文並行汰削。乃取夏小正・月令、選其王政之善者、按節編入。又取古今農書本草、凡九穀百果諸菜、宜種・宜蒔・宜採之節、考其節氣、別其南北、詳注於本日之下、如今之宜忌諸文、則代

天理物、敬授人時、無以踰於是矣。(下略)」(5-6下b同上天官吏曹第一)とある。「孤虚」・「旺相」とは、『大漢和辞典』によると、「兵法家が軍を行なうに方位・日時などを占う法」、「陰陽家の語。五行の気の消長を旺・相・死・囚・休といい、その旺盛なるに旺相という。」という。『孟子』公孫丑下「天時不如地利」の天時について朱熹は「天時、謂時日・支干・孤虚・王相之属也」と注をつけているが、それを左道と批判したのが誰かはわからない。なお、風水説に対する茶山の論著として、「甲乙論」二編(1-235上b-236下b)、「風水論」五編(1-236下b-237下b)、そして二七人の風水説とそれに対する自分の見解を付け加えた『風水集議』がある。『風水集議』の前書に「風水之説、世多崇信、不修徳義、求福於葬、巫習俗已錮、無以曉惑。茲輯古人名論甲乙、並存得失以顯。間附警説、以章議晦。庶乎楽善明理者、即書悟妄、因有以殺其濤瀾歟。寧適勿信、不以罪我、又幸矣。道光五年乙酉孟春。」(4-516上a)とある。道光五年乙酉は1825年。

33 「臣又按、注曆明時、神聖之所務也。古者顓嚳堯舜、皆明此術、我邦貴族、視爲鄙事。唯官師諸族、乃習此芸、亦弊俗也。臣謂文臣年少者、令習治曆諸書、能算七政交食凌犯之教者、許爲觀象監都正。一授此職、凡清職無礙、則不出十年、縉紳大夫、必有能治曆者矣。故增都正一員。」(5-6下ab)とある。

34 『増補文献備考』職官考十六「総論官制」高麗太祖条に「百官志曰、王太祖建国、官制悉從新羅。惟名義易知者、從秦封之制。成宗始分文武官階、自一品至九品、文武散階各二十有九。」とあり、また忠烈王二十四年条に「忠宣王受禪後、改官制。定大君院君正一品、諸君從一品、元君正二、正尹從二品、異姓諸君、初用公侯伯子男之号。忠宣王改定諸君受一品、元尹從二品、正尹正三品。恭愍王五年、改諸君爲公侯伯。十一年、又改府院君正一品、諸君從一品。」とあり、九品の官階は、高麗成宗の時に採択され、元に支配されていた時期に定着したものと考えられる。

35 この引用の後に「臣又按、周礼春官典命云、上公九命、侯伯七命、子男五命(此諸侯;割注)。王之三公八命、郷六命、大夫四命。鄭注謂上士三命、中士再命、下士一命。伏唯我国家、恪修侯度、罔或踰越。然藩國儀文、宜與内服不同。又未嘗受命於中国。若於本国之内、議其命数、則九命雖有所不敢、八命以下、恐不必嫌僭也。下士一命、中士再命、上士三命、下大夫四命、中大夫五命、上大夫六命、三少七命、三公八命、則與典命之法、大略相近、夫然後、凡百儀文、乃可以議定也。」(5-43下ab)とある。これは『周礼』を指すものであろう。

36 このほかに「太史院領事一人、監事二人、中樞府領事一人、中衛司扈衛大使一

人（原任大臣国舅中兼之；割注）。」（5-25上b）がある。中樞府領事については、「臣又按、備刃司都提調、時原任大臣例兼。（中略）臣以為時任大臣、自有議政府在焉、何必兼之、六曹判書、自有六曹在焉、何必兼之。臣謂領事一員、判事二員、以原任大臣為之。（中略）至如三公・九卿（三孤及六卿；割注）、雖不兼樞府、自主都堂之會、凡文書回公、不異於樞府大夫、則法制森整而名實無舛矣。」（5-23上b下a）と、従來の兼職を改めて独立させる。

37 このほかに、敦寧府知事一人、漢城府判尹一人、弘文館大提學一人、侍講院賓客二人、太史院知事二人、中樞府知事六人、武學院知事一人、義禁府知事二人、左掖司宿衛大使二人、宣伝局大使一人、龍驤衛・虎賁衛・羽林衛都總管各一人、都統衛・左禦營・右衛營大將軍各一人がある。

38 このほかに、承政院の都承旨二人、司諫院大司諫一人、弘文館提學一人、侍講院副賓客二人、太史院同知事二人、中樞府同知事八人、左掖司宿衛副使二人、中衛司別將二人、龍驤衛・虎賁衛・羽林衛中護軍各二人、都統衛・左禦營・右衛營副將軍各一人、司憲府大司憲一人、監察院都御史一人、討捕營大使二人がある。

39 注(22)を参照。三孤とは、少師・少傅・少保であるが、太師・太傅・太保の三公に対照する別名のように、三少とも呼ばれる。

40 「臣謹案、古制皆三公・三孤。国制政府佐貳之臣、実古三孤之官、而今置四員、不與古制合。又三孤之臣、尊於正卿、今左右參贊、減之似宜。」（5-3下a）と、三孤が正卿より上位であることを明言している。

41 「中士陞遷之制」の武臣条に「臣又按、旧例戸刑工曹佐郎為南行之窠、而文臣廻臣各攬一窠。今擬六曹郎官、皆以屬司之考功為職。故並作文臣之窠。然武臣南行之中、亦或有地望清峻、風裁嚴整者、可以特差、如今六曹大夫之時或差除者、不必拘也。」（5-52下a）とある。郎官は各曹の人事を担当するものとして、正四品の正郎と正六品の佐郎をさす。

42 「臣謹案、原制三品以下、乃稱將軍。然將臣・帥臣多係二品之職。顧何必冒文資於武職乎。今軍職付祿者、正二品曰上護軍、從二品曰大護軍、皆苟然假借、茫無定制、臣以為將軍之号、上及二品、宜矣。」（5-43下b44上a）とある。

43 「臣謹按、周公制礼、最嚴於大夫・士之等級。此級不明、則雖有周公之才、必無以為天下国家矣。国制從三品・正四品・從四品、皆稱大夫、而及其議礼、則曰、通政以上、乃為大夫。名之既紊、器於何正。臣謂、四品以下、去大夫之号、明其為古之所謂三等之士、然後法制乃立、礼節可議也。」（5-43下b「天官修制」東班官階）

44 「臣謹案、將軍之稱、宜止於三品。其自四品以下、毋得同稱。亦以明大夫・士

之級也。)(5-44上a「天官修制」西班牙階)

- 45 「雜歧」は『セウリマルクン辞典』によると「天文官・禁漏官・画員・算員・律員・医官・訳官などの技術官」とある。「三班官制」に「其以一芸仕者、毎至式年、選取十二人、付之政曹、令為東班正職。」(5-51下b)とある。推薦は内医院、観象監、司訳院、典医監、惠民署、写字官、図画署からであり、選ばれた十二人は、特別な抜擢(5-54上b)がない限り中士まで昇進できる(5-53上a)とあることから、後出の「一芸」と同義と考えられる。この「一芸雜歧」の人に当てられる職は「臣又按、五衛之罷、今已久矣。然軍職付祿者、宜有職名。宜於五衛之中、唯存龍驤・虎賁、又與羽林合為三衛(義興衛・忠武衛宜廢之；割注)。文臣付龍驤衛、武臣付虎賁衛、非文非武者付羽林衛。(下略)」(5-44上a「西班牙階」)とあり、「非文非武」の羽林衛に属するものと考えられる。
- 46 「夏官修制」では武科、鎮堡之制に終わっている。「序官」で「餘詳軍制」(5-28上a夏官兵曹第四)という表現があるが、その「軍制」の具体的な内容はわからない。ただ『牧民心書』「兵典六条」が多く参考になる。
- 47 馬の養育を担当する牧圉司と、司兵寺や修城司、典軌司、典艦司らを技術の導入や開発を通じて支援する工曹の利用監を新設している。
- 48 「職品表」兵曹条(5-47)と「序官」夏官兵曹第四により作成した。
- 49 「序官」夏官兵曹第四により作成した。
- 50 注(36)を参照。
- 51 「臣謹案、中樞府者、古之樞密院也。唐宋之際、始有此官、俾典樞機、總察邊務。宋初趙普為樞密使、與中書省、並立分權、互称二府。其職之要且重如是也。以其名則今之中樞府、是也。以其實則今之備邊司、是也。中樞府有其名而無其実、備邊司有其実而無其名、兩失其宜也。中樞府、全無所事、而游閑人作食祿之地。備邊司、總察萬務、而議政府、為長閉之門。制度之毀壞散漫、一至是矣。且備局所察、不唯邊務、則号曰備邊、亦不宜也。臣以為自今備邊司為中樞府、改揭扁額、使中樞府得名実相副、於事便也。」(5-23上b「序官」夏官兵曹第四)
- 52 「(前略) 国朝軍制、始建五衛。自萬曆壬辰倭乱之後、五衛罷而五營設。一曰訓練都監(宜祖壬辰後創設；割注)、二曰御營(仁祖甲子始置御營使、孝宗朝壬辰始設營；割注)、三曰禁衛官(肅宗壬戌減訓練軍摠以設之；割注)、四曰守禦庁(仁祖丙寅設；割注)、五曰摠戎庁(仁祖甲子設；割注)。此所謂五營門也。當時南寇甫平、北釁又啓。国步屢頽、駿命僅統。朝廷以懲忘之義、陸續設營、至四至五、而一時倉卒之制、遂成永世之法。国力不支、經費無源。百官不能食祿、衆庶無所仰哺、使国不能為国、非細憂也。臣嘗見禁衛官伺候軍、持箠以隨軍官者、

問其料布、則厚於曹參議・大司諫遠矣。制国如此、弊將若何。上下無等、貴賤無別。廉恥道喪、貪冒成風、此制法之過也。」(5-28上ab夏官兵曹第四)

53 「(前略)臣竊伏念、職官之制、宜有統有率、以宏綱統細目、以大幹統小枝、然後血脈流通、号令無滯。若零零瑣瑣、各自有命、不知其身隸於何官、不知其司隸於何曹。一似無將之卒、各自逍遙、俾一王建極之法制也。臣謂兵曹之屬旅亂無統、今分為四類、類各三合。(中略)唯是三司・三局・三衛・三營、秩然成列、井然不紊、則凡有号令、如身之使臂、若臂之使指。在平時則朝廷有體貌、值急時則軍伍有紀律、不如今之散漫也。世有別軍職以為官名者乎。世有所任軍官以為職名者乎。草創而不修潤、非所以光昭祖烈也。」(5-25上b下a同上夏官兵曹第四)

54 「(前略)五衛既罷、以其無卒之將為武臣食窠、而因冒旧部之名。有司之因循頽墮、百事不振、類如是也。部將全無職事。於是以其二員為儀仗庫郎官。臣謂、部將庁改之曰、儀仗局、專以鹵簿之事、屬之於部將而名之曰、鹵簿郎。(下略)」(5-26上b夏官兵曹第四)とある。

55 「臣謹案、五衛既罷、其將領之官、既無卒伍、靡所歸屬、散亂無統。而禁軍七百、又為無將之卒。於是羽林將・忠壯將・忠翊將・兼司僕諸將領、又各散亂自立。而龍虎宮堂上軍官・別付料軍官之等、又皆以無卒將別為一局。官制軍制、兩皆雜亂、苟且因循、莫知端緒。臣以為諸色將領、與禁軍庁・龍虎宮、混而合之、摠得將領官四十二人、正領官九十六人、禁軍七百二十人、別付料六十人、票下軍二百七十人。於是分之為三衛。(下略)」(5-26下ab夏官兵曹第四)とある。

56 「(前略)臣竊伏念、養兵之法、井田為上、屯田次之、口賦次之。今三者無所恃、而官出粟米、官出錢布、以養萬口游食之民。使其父母妻子、咸免凍餒、其勢不得不摧屈。受其害者、傭丐無告之民與夫国家之大藏而已、豈不嗟哉。(中略)若其養兵之需、宜取東・西・町三郊、悉以官錢買之、為屯田。東屬之於禦營、南屬之於都監、西屬之於禁營。募畿内軍民之驍健而無田者、每一夫、授田五十負、使之耕墾、以應卒伍之役、休番作農、以自給食、以其農隙操鍊如法、則三代兵農之制、庶幾復見於今日矣。(中略)洪惟我先大王、以禁・御兩營、深念其弊、必欲變通、絲綸屢降、詢咨遍及、而當時股肱之臣、皆不能對揚休命、終使有為之志、咸歸無成之議、豈不恨哉。今若悉収三郊屬三營、則國中其騷騷矣。然不騷騷而能成大業者、天下未之有也。有以能奮庸熙帝之載、則騷騷其足恤乎。斯可與有道者言、不可與油膩軟熟之人、刺口而爭論也。」(5-28上b下a夏官兵曹第四)とあるように、正祖の時にすでに禁營と御營の問題が提起されたことがあるが、なんの改革も実施できなかったことを、当時の官僚の責任として指摘している。そして三郊の屯田化には反論が厳しいことを予測し、国王の決断を求めている。

57 「地官修制」田制十二井田議四には「臣謹案、屯田之名、始起於漢昭帝。（中略）国朝自壬辰倭乱之来、軍門累設、至四至五、每一設營、輒置屯田、京城之側、畿甸之野、海中諸島、遠方肥地、或築堤以瀦水、或防川以引水、或塞堰以拒潮、咸作屯田、以為莊墅、募民耕墾、以収其利。夫一卒不屯、何名屯田。將臣之家、以其子弟賓客、差為小校、出為屯監。凡屯収千石者、監食其九、僅以其一納于營門。亦聽將臣隨手雜用、国之田總、日就耗損。無勞無功。肥此小校、而將臣之富、富於三公。驕奢淫佚、鮮克由義。豈不惜哉。（中略）先王以田而養兵。今也以米而養兵、其能支乎。苟作屯田、宜於京城三十里之内、凡田皆買之為屯田、使諸營之卒、休番作農、以為生業、其餼料諸費、悉減悉除。唯以時鍊式、賞以錢布、則国用寬裕、軍制嚴整、乃復三代之旧矣。周礼六遂之法、非即此法乎。」（5-156下ab）と、屯田の由来や当時屯田の弊害をも含めてより詳しく記されている。

58 注(56)を参照。

59 井田制は実施不可能であるという見解に対する反論で、茶山は「嗟呼、天下之理、一也。今人之所必不能、亦堯舜三王之所不能。堯舜三王之所已能、亦今人之所必能、豈有疑哉。夫孰云、堯舜三王之世、尽天下之民、而計口分田乎。下焉者、沈漸於無根之俗説、上焉者、拘滯乎先儒之誤注。雖赫赫經文、可証可拠、有足以破千古之惑者、則莫之察焉。此天下之通患也。」（5-82下a「地官修制」田制一）と言っている。

（教養部 助教授）

後記

本稿は、筆者の一九九二年度東京大学大学院博士学位論文の一部分をもとにし、それを再構成したものである。脱稿後、同僚の石川巧講師と旧友の林文孝講師に日本語の表現に関する助言をいただいた。ここに感謝の意を表しておきたい。